

住民税特別徴収担当者 様

高槻市総務部収納課
高槻市桃園町2-1
TEL 072-674-7152

市・府民税(特別徴収分)納期の特例について

納税につきましては、日頃よりご協力いただきありがとうございます。
申請書に必要事項を記入のうえ、収納課まで送付ください。

納期の特例の認可要件

- (1) 給与の支払いを受ける者(アルバイトを含む)が、市内・市外を問わず常時10人未満であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 申請書を提出した日以前1年以内に、滞納を理由に承認の取消しを受けていないこと。

法人の方は法人番号を記載してください。

個人事業主の方はマイナンバー(個人番号)を記載する必要はありません。

承認を受けた場合は、6月分から11月分を12月10日までに、12月分から翌年5月分までを6月10日までに納めてください。

納期限が土・日祝日の場合には、その翌営業日が納期限になります。

要件を欠いた場合は、申請を却下もしくは取消します。

なお、納期の特例は取消しをしない限り次年度も継続しますので、再申請は不要です。